

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法 等

(1) 保険料の決定の仕組み

- ① 保険料は、支払基礎所得額、年齢、性別、免責期間、てん補期間等によって決まります。実際に契約する保険料は、保険申込書をご確認ください。
- ② この保険の最低保険料は1保険契約につき1,000円となります。詳細は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(2) 保険料の払込方法

- ① 保険料の払込方法はご契約と同時に全額を払い込む一時払と、複数回に分けて払い込む分割払があります。詳細は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。
- ② 保険料は、保険料の払込みが猶予される場合を除き、ご契約およびご契約内容の変更と同時に払い込んでください。始期日以降であっても、代理店・扱者または当社が保険料を領収する前に発生した就業障害等に対しては保険金をお支払いできません。

ご契約にあたってのご注意

1. 健康に関する告知について

・健康に関する告知は、質問事項をよくお読みになったうえ、回答を「回答欄」に正しくご記入ください。その際、必ず被保険者ご自身(*)が回答内容について事実に相違ないことを確認のうえ、ご署名ください。また、回答内容により、契約をお引受けできない場合や、特別な条件付きでお引受けする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(*)ご契約によっては、保険契約者が一括して被保険者の告知について回答できる場合もあります。

・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や回答内容が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時(*)から1年以内であれば、ご契約を解除することがあります。また、保険期間の開始時(*)から1年を経過していても、回答がなかった事実または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が、保険期間の開始時(*)から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。

(*)継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

2. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

第2回目以降の分割保険料は、保険料払込期日までに払い込んでください。保険料払込期日までに保険料の払込みがない場合には、保険金をお支払いできない場合があります。また、ご契約を解除する場合があります。

※詳細は協定書をご確認ください。また、協定書により払込みが猶予されている場合は、ご契約手続き後、所定の保険料払込期日までに払い込んでください。

3. 通知義務 (ご契約後にご連絡いただく事項)

ご契約後、次の事項が発生した場合には、ご契約内容の変更等が必要となります。遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。

- ① 保険契約者の住所または連絡先を変更した場合
- ② ご契約時に支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額を保険契約締結直前12か月における被保険者の所得の平均月間額より高く設定していたことが判明した場合
- ③ ご契約後に被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、代理店・扱者または当社まで速やかに申し出てください。

- (1) ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。
- (2) 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間等に応じて、解約返れい金を返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- (3) 始期日から解約日までの期間に応じて払い込むべき保険料の払込状況により、追加の保険料を請求する場合があります。追加で請求したにも関わらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

4. 被保険者からの解約

被保険者が保険契約者以外の方の場合、約款所定の事由があるときは、被保険者は保険契約者にご契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はご契約を解約しなければなりません。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。※解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

5. 確定精算

ご契約内容により、次の①または②のいずれかの方式で保険料を払い込んでいただけます。

① 暫定保険料・確定精算方式(全員加入型の場合) (*)
契約開始時点で、直近の支払基礎所得額等に基づいて暫定保険料を払い込み、保険期間終了後に確定精算をする方式です。なお、確定保険料は、実際の支払基礎所得額の保険期間中の合計額に保険申込書記載の精算率率を乗じた額となります。

② 確定保険料前払方式(任意加入型の場合)
契約開始時点で、直近の支払基礎所得額等に基づいて算出した被保険者1名ごとの確定の保険料を払い込む方式です。

(*)一定の条件に合致した場合には、確定精算を不要とする方式を選択することも可能です(注)。詳細は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。(注)この保険契約が失効・解除・解約(中途更改を含みます)となった場合または、この保険契約の満期後に保険契約を継続しない場合は、確定保険料との差額を精算していただけます。

6. 事故が発生した場合

事故が発生した場合には、30日以内に代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。また、保険金の請求を行うときは、普通保険約款・特約に定める保険金請求に必要な書類のほか、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」の「保険金の支払請求時に必要となる書類等」に定める書類等を提出していただく場合があります。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

7. その他

被保険者の生年月日・年齢・性別および他の保険契約等の有無については、告知事項として保険申込書、加入申込票等にご記入いただけます。正しくご記入いただけなかった場合や、ご記入いただいた内容が事実と異なっている場合には、ご契約を解除させていただくことがありますのでご注意ください。

あいおいニッセイ同和損保

立ちどまらない保険。
MS&AD INSURANCE GROUP



従業員のケガや病気による長期の休業補償に備えたい
経営者の皆さまに。

団体長期障害所得補償保険

平成29年10月以降保険始期用

GLTD

(団体長期障害所得補償保険)



事故が起こった場合
遅延なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

**あいおいニッセイ同和損保
あんしんサポートセンター**
0120-985-024 (無料)

- ※受付時間24時間365日
- ※IP電話からは**0276-90-8852(有料)**におかけください。
- ※おかけ間違いにご注意ください。

指定紛争解決機関
当社との間で問題を解決できない場合

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会
そんぽADRセンター
[ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)]

- ※受付時間[平日9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- ※携帯電話からも利用できます。
- ※IP電話からは**03-4332-5241**におかけください。
- ※おかけ間違いにご注意ください。
- ※詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

0570-022-808
http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/

●このパンフレットは「団体長期障害所得補償保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問い合わせください。なお、保険料払込みの際は、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください。ご契約の手続きが完了した後、1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。ご契約後に当社から確認の連絡をすることがあります。

●契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 ● ご相談お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
TEL:03-5424-0101(大代表)
https://www.aioinissaidowa.co.jp/

福利厚生制度が企業の競争力となる時代です。

企業の課題

従業員がケガや病気により長期にわたり働けなくなった場合、次のようなことが考えられます。

- 高度化・複雑化・専門化された業務をこなせる代替の人材を確保するのは困難であり、業務に支障をきたします。また、休職中の従業員が一定期間内に職場復帰できなければ、退職に至ることもあります。
- 従業員が働けなくなったときに企業が十分な対応をできなかったり、福利厚生制度が充実していない場合、従業員のモチベーションの低下につながる可能性があります。

従業員の定着率を上げたい!



優秀な人材を確保したい!



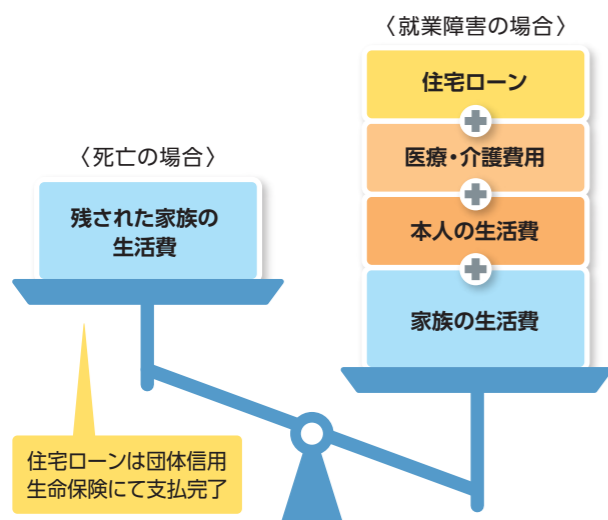
限られたコストで福利厚生制度を充実させたい!



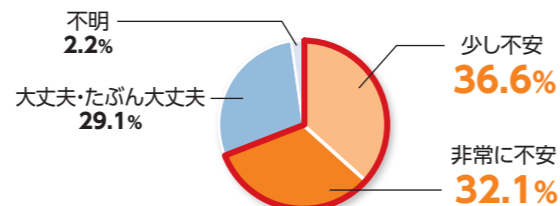
従業員の不安

ケガや病気により働けなくなって「所得喪失」状態となった場合、死亡の場合以上に経済的負担が大きくなる可能性があります。

死亡時と働けなくなった時の経済的負担の差

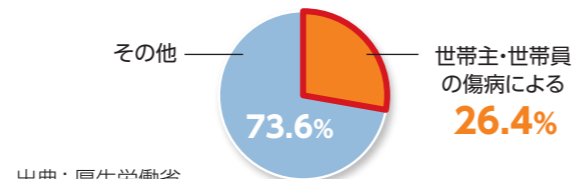


世帯主に万一のことがあった場合の経済的備えに対する安心感・不安感



出典：公益財団法人生命保険文化センター「平成27年 生命保険に関する全国実態調査」

生活保護を開始する理由



出典：厚生労働省「平成27年度 厚生統計要覧」

GLTDが、「企業の課題」「従業員の不安」の両方を解決します!

GLTDは、ケガや病気でも働けなくなった従業員の収入ダウンを長期にわたり補償

充実した福利厚生制度を用意することで、人材採用力や従業員のモチベーションが向上

「従業員を大切にしている会社」であることをアピールできる

貴社の競争力がアップ!

GLTDの概要

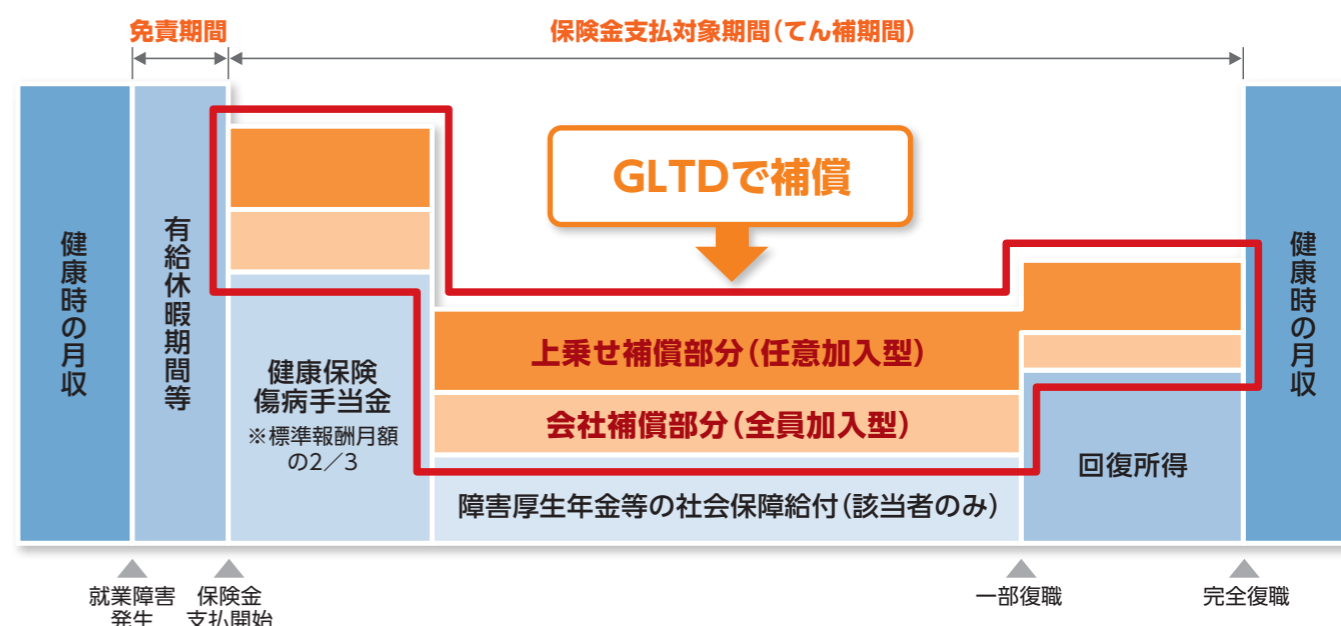
保険期間中に被保険者がケガまたは病気(あわせて以下「身体障害」といいます。)により、就業障害となり、免責期間を超えてその状態が継続した場合に、保険金支払対象期間(てん補期間)を限度に保険金をお支払いします。なお、職場復帰しても従事していた業務の一部に従事することができず、就業障害発生直前の所得から20%を超える所得喪失がある場合には、所得の減少割合に応じて継続して保険金をお支払いします。

主な特長

貴社の福利厚生制度に合わせて、柔軟に設計できます!

- 一定額を保険金額とする「定額型」、所得の一定割合を保険金額とする「定率型(公的給付控除あり・なし)」より選べます。
- 一定期間を補償する「年満了型」、60才など定年年令等に合わせた「才満了型」よりてん補期間を選べます。
- 有給休暇期間や健康保険の傷病手当金支給期間に合わせるなど、免責期間を30日~1,095日の間で柔軟に設定できます。
- 会社が保険料を負担して全従業員を補償する「全員加入型」、加入を希望する従業員が保険料を負担して個別に補償する「任意加入型」があります。

〈全員加入型+任意加入型の補償イメージ図〉



「就労支援トータルサービス」のご案内

GLTD(団体長期障害所得補償保険)をご契約のお客さまは下記のサービスをご利用いただけます。

【全員加入型】をご契約の場合	【任意加入型】をご契約の場合
人事労務ご担当者さま向け メンタルケア職場サポート 健康だよりお届けサービス 休職・復職サポート ストレスチェックサポート	従業員さま向け メンタル相談サポート 病院情報のご提供 メンタルITサポート 税務・フィナンシャルサポート 健康・医療・介護のご相談 公的給付申請サポート セルフ健康診断サポート 福祉情報のご提供
メンタルヘルス総合支援サービス(有償サービス) メンタルヘルス対策を総合的に支援する有償サービスもご用意しています。詳しくは代理店・扱者または当社までお問い合わせください。	

※ サービスをご利用いただける方は被保険者(補償の対象となる方)となります。
 ※ 保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
 ※ サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。
 ※ サービスは、保険期間終了後にはご利用いただけません。
 ※ サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
 ※ サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社をご提供します。
 ※ 上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご加入後に加入者証と共に交付する「団体長期障害所得補償保険サービスガイド」でご確認ください。

普通保険約款の補償内容のご説明

団体長期障害所得補償保険の普通保険約款、特約または協定書の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)または協定書*をご参照ください。

*ご契約のしおり(普通保険約款・特約)は保険契約者にお渡しします。また、協定書は契約時に保険契約者と当社との間で取り交わします。

ご注意 被保険者またはそのご家族が契約されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、契約の要否を判断のうえ、ご契約ください。
◇複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

- 被保険者(補償の対象となる方)が身体障害を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害が開始した場合に限り、てん補期間中の就業障害である期間に対して、保険金の算出の基礎となる支払基礎所得額を基に協定書記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。
- 被保険者は協定書に規定された方となります。
- 保険金支払対象外の身体障害の影響などにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険金をお支払いする場合およびお支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
<p>身体障害により、就業障害となった場合</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px;">お支払いする保険金の額</p> <p>てん補期間中の就業障害である期間1か月につき、次の額をお支払いします。</p> <p>1. 定額型の場合</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">支払基礎 所得額</div> <div>×</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">所得喪失率</div> <div>×</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">約定給付率 (100%)</div> </div> <p>2. 定率型(公的給付控除なし型)の場合</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">支払基礎 所得額</div> <div>×</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">所得喪失率</div> <div>×</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">約定給付率</div> </div> <p>3. 定率型(公的給付控除あり型)の場合</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">支払基礎 所得額</div> <div>×</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">所得 喪失率</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">-</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">公的給付 控除対象額</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">]</div> <div>×</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">約定 給付率</div> </div> <p>◇お支払いする保険金の額は、てん補期間中の就業障害である期間1か月について、協定書に定める最高保険金支払月額を限度とします。</p> <p>◇協定書に定めるてん補期間を限度とします。</p> <p>◇支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額を約定給付率で割った額を支払基礎所得額とします。</p> <p>◇てん補期間中における就業障害である期間1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。</p> <p>◇同一の身体障害により、免責期間を超える就業障害が終了した日からその日を含めて6か月以内に再び就業障害となった場合は、前の就業障害と同一の就業障害として取り扱います。</p> <p>◇保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(注)の合計額が、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額を超えるときは、下記の額を就業障害である期間1か月あたりの保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額(注) 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた就業障害である期間1か月あたりの保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額(注)を限度とします。 <p>(注) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p>	<p>(1) 新規加入日から12か月以内に就業障害になった場合、就業障害の原因となった身体障害について、新規加入日前12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき、治療のために服薬していたとき、または、通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたときは、保険金をお支払いできません。</p> <p>(2) 次のいずれかの就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によって被った身体障害による就業障害 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって被った身体障害による就業障害 ③ 治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害による就業障害 ④ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動によって被った身体障害による就業障害*1 ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った身体障害による就業障害 ⑥ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性によって被った身体障害による就業障害 ⑦ 上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害による就業障害 ⑧ むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないものによる就業障害*2 ⑨ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガによる就業障害 <ol style="list-style-type: none"> ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ⑩ 被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業障害*3 ⑪ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害による就業障害 ⑫ 発熱等の他覚的症候のない感染による就業障害*4 <p style="text-align: right;">など</p> <p>(3) 健康に関する告知の回答内容等により補償対象外とする病気等(保険証券等に記載されます。)による就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>*1 テロ行為によって発生した身体障害に関しては、自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>*2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p> <p>*3 お支払い対象外となる精神障害の例 認知症、アルコール依存、薬物依存、統合失調症、躁(そう)病、うつ病、パニック障害、情緒不安定性人格障害、知的障害 など</p> <p>*4 病原体が生体内に侵入、定着、増殖することをいいます。</p>

セットできる主な特約

下記以外の特約につきましては、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

<p>天災危険補償特約</p> <p>地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によって被った身体障害による就業障害の場合も、保険金をお支払いします。</p>	<p>精神障害補償特約</p> <p>約款所定の精神障害を原因として発生した就業障害について、免責期間終了日の翌日から起算して24か月を限度として保険金をお支払いします。</p>	<p>妊娠に伴う身体障害補償特約</p> <p>妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害により就業障害となり、その状態が免責期間または90日のいずれか長い期間を超えて継続した場合についても保険金をお支払いします。</p> <p>※女性の被保険者にのみセット可能です。</p>	<p>親介護一時金支払特約</p> <p>被保険者本人またはその配偶者の親が約款所定の要介護状態となり、その状態が保険証券に記載されたフランチャイズ期間を超えて継続した場合に保険金をお支払いします。</p> <p>※この特約の詳細は企画書をご覧ください。代理店・扱者または当社までお問い合わせください。</p>
---	--	--	--

用語の説明

回復所得額	免責期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。ただし、免責期間開始時点と比べて物価の変動があった場合には、物価の変動による影響がなかったものとして算出します。
公的給付控除対象額	支払基礎所得額から差し引く主な公的給付額は次のとおりです。 1. 労働者災害補償保険法、船員保険法その他日本国の労働災害補償保険法令によって支給される休業補償給付または障害に対する年金給付(傷病年金、障害年金1〜7級)もしくは一時金給付(障害一時金8〜14級)(特別支給金は含みません)。ただし、一時金給付については、一時金額算出のために給付基礎日額に乗じる給付日数等で割った金額を保険金給付1日についての控除額とします。なお、休業特別支給金は控除の対象となりません。 2. 健康保険法その他日本国の健康保険法令によって支給される傷病手当金 3. 国民年金法、厚生年金保険法その他日本国の社会保障法令によって支給される障害に対する年金給付(国民年金障害基礎年金、障害厚生年金) 4. 日本国外の法令に基づいて支給される休業補償給付または障害に対する年金給付もしくは一時金給付。なお、対象とする給付が一時金で給付される場合は、上記1.の規定に準じて取り扱います。
最高保険金支払月額	1被保険者について、1か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。
支払基礎所得額	保険金の算出の基礎となる協定書に記載された額をいいます。
所得	業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含みません。
所得喪失率	次の算式によって算出された割合をいいます。 $\text{割合} = 1 - \frac{\text{免責期間終了日の翌日から起算した各月における回復所得額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$ ただし、所得の額につき給与と体系の著しい変動その他の特殊な事情の影響があった場合、または身体障害の程度や収入の状況の勘案が必要な場合は、所得喪失率の算出につき公正な調整を行うものとします。
就業障害	被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している協定書に記載された状態をいいます。てん補期間開始後においては、身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%超であることをいいます。免責期間中においては、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも従事できない状態をいいます。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。
身体障害	傷害(「ケガ」といいます)および疾病(「病気」といいます)をいいます。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
てん補期間	当社が保険金をお支払いする限度とする期間で、免責期間終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。
免責期間	就業障害が継続する協定書に記載された所定の期間をいい、この期間に対しては保険金をお支払いできません。
平均月間所得額	被保険者の就業障害が開始した日の属する月の直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。 $\text{平均月間所得額} = \frac{\text{年間収入額}^{\ast 1} - \text{（働けなくなったことにより支出を免れる金額}^{\ast 2}\text{）}}{12 \text{ (か月)}}$
約定給付率	保険金の算出の基礎となる協定書に記載された率をいいます。

契約概要のご説明

この保険の内容をご理解いただくための事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みください。また、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)および「協定書」をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えさせていただきますようお願いいたします。

1. 商品の仕組み

(1) 商品の仕組み

団体長期障害所得補償保険は、被保険者(補償の対象となる方)が身体障害を被り、その結果として就業障害となった場合に、被保険者が被った損失について補償する保険です。

(2) 被保険者の範囲

被保険者の範囲は、会社員の方など、働いて収入(所得)を得ている方で、事前に保険契約者と協定した範囲の方のうち、始期日時点における年齢が満15才から満69才までの方となります。

2. 基本となる補償、支払基礎所得額の設定 等

(1) 基本となる補償

前記「普通保険約款の補償内容のご説明」をご参照ください。詳細は、普通保険約款・特約および協定書でご確認ください。

(2) 主な特約の概要

前記「セットできる主な特約」をご参照ください(別に定める保険料の払込みが必要となる場合があります)。詳細および記載のない特約については普通保険約款・特約または協定書でご確認ください。

(3) 支払基礎所得額の設定

支払基礎所得額の設定については、以下の点にご確認ください。また、お客さまの支払基礎所得額は、保険申込書または協定書をご確認ください。

- 支払基礎所得額は次のとおり設定してください。なお、支払基礎所得額に協定書に記載の約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

(定率型の場合)
健康保険法に基づいて届け出た標準報酬月額を超えない範囲で設定してください。
(定額型の場合)
所得の平均月間額に対して次の範囲内となるよう設定してください。
・健康保険、共済保険の加入者(給与所得者など)：50%(注)
・国民健康保険の加入者(自営業の方など)：70%
(注) 公的医療保険制度において傷病手当金の支給対象となる被保険者(給与所得者)については、免責期間が1年6か月以上の場合は、70%とします。

(4) 保険期間および補償の開始・終了時期

- ① 保険期間
1年間です。
- ② 補償の開始
始期日の午後4時(保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻)に始まりです。
- ③ 補償の終了
満期日の午後4時に終わります。